一般競争入札公告

社会福祉法人龍和会が発注する業務用パソコン機器更改業務の一般競争入札の実施について、下記のとおり公告します。

令和７年９月２６日

社会福祉法人龍和会　理事長　衛藤　龍

１　対象事業

（１）入 札 名　社会福祉法人龍和会　業務用パソコン機器更改業務

（２）履行場所　大分県大分市大字中判田１３４２番地の３
社会福祉法人龍和会が運営する全ての事業所

（３）契約概要　別紙仕様書のとおり

（４）契約期間　令和７年１２月１日から６０ヶ月間（５年間）

２　入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる資格条件を満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４条）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７条）第２条第２号に規定する暴力団でないこと。またはその利益となる活動を行っていないこと。

（５）「大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

（６）国税及び地方税の滞納がないこと。

（７）パソコン賃貸借業務における導入実績が十分にあること。

３　仕様書等を交付する期間及び場所

（１）閲覧・配布

ア　期間　令和７年９月２６日（金）～令和７年１０月７日（火）

イ　時間　午前９時００分～午後５時００分（土・日、祝祭日を除く）

ウ　場所　大分市大字中判田１３４２番地の３

社会福祉法人龍和会　事務部事務課

（２）法人ホームページからのダウンロード

次のＵＲＬからのダウンロードも可能である。

https://jyushinosato.com/

トップ画面の新着情報「一般競争入札公告」をクリック

４　質疑について

（１）質疑応答は、すべて書面をもってすることとし、口頭による質疑は受け付けない。

（２）質疑書提出期間

ア　入札参加資格等に関する質疑　令和７年９月２６日～令和７年１０月４日

イ　仕様書等に関する質疑　令和７年９月２６日～令和７年１０月７日

ただし、質疑提出期間最終日の午後５時までの到着分とする。

（３）質疑書受付場所　社会福祉法人龍和会　事務部事務課

（４）提出方法　持参、郵送、Fax 又は E-mail による（様式は任意）

Fax：０９７－５９７－６６７７

E-mail：jyushinosato@ia1.itkeeper.ne.jp

（５）回答期限

ア　入札参加資格等に関する質疑　令和７年１０月４日　午後５時まで

イ　仕様書等に関する質疑　令和７年１０月７日　午後５時まで

（６）回答方法　入札参加を予定する全事業者に回答する。

５　一般競争入札参加資格確認申請書の提出

この入札に参加を希望する者は、下記のとおり申請書等を期日までに提出すること。

（１）入札参加申請書提出期限　令和７年１０月７日（火）午後５時００分

（２）提出先　大分市大字中判田１３４２番地の３

社会福祉法人龍和会　事務部事務課

（３）提出方法　持参、郵送、Fax 又は E-mail による（様式は任意）

Fax：０９７－５９７－６６７７

E-mail：jyushinosato@ia1.itkeeper.ne.jp

（４）提出書類　ア　一般競争入札参加資格確認申請書
　　イ　大分市競争入札参加資格認定通知の写し
　　又はこれに準ずる通知の写し等

６　入札参加資格の確認結果

入札参加資格に関する審査は、申請書の提出期間終了後に一括で行うものとし、競争参加資格確認結果通知書は、申請者宛てにＦＡＸ送信するとともに、郵送する。

なお、現場説明は行わない。

７　入札、開札及び落札者の決定等に関する事項

（１）入 札 日 時　　令和７年１０月２０日（月）午前１１時００分
（２）入 札 場 所　　大分市大字中判田１３４２番地の３
　　社会福祉法人龍和会
　　特別養護老人ホーム寿志の里　１階 ボランティアルーム
（３）入札参加者数　　入札場所への出席者数は、２名を限度とする。
（４）開　　札　　入札後ただちに開札する
（５）入 札 保 証 金　　免除
（６）最低制限価格　　無
（７）入 札 方 法 等

ア　入札者は、別に定める入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、これを入札日時までに、入札場所に直接提出すること。

イ　代理人を入札させるとき（入札者の住所、商号又は名称、代表者名及び代表社印（使用印としての届出印）が押印された入札書による入札を除く。）は、入札執行時に委任状を提出すること。

ウ　入札金額に対応した「見積内訳書」を作成し、１回目の入札時に入札書に添えて提出すること。（入札書への封入は不要とする。）

エ　一度提出した入札書及び見積内訳書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

オ　入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価の１００分の９０に相当する金額を入札書に記載すること。

（８）入札辞退、取りやめ

ア　入札を辞退するときは、入札執行前にあっては前日までに入札辞退届を郵送またはメールにて申し出ること。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札場所に直接提出して行うこと。

ウ　入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行すること

ができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（９）入札の効力

次の各号に該当する者の入札は無効、又は失格とする。

ア　入札参加資格のない者

イ　代理人で委任状を提出しない者

ウ　入札に必要な事項を記載しない者

エ　同時に２つ以上の入札を提出した者

オ　入札に関して不正な行為を行った者

カ　入札の時間に遅れてきた者

キ　入札書と見積内訳書の積算金額が相違する入札

（１０）落札者の決定

ア　予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した物を落札者とする。

イ　初回入札において予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は１回を限度とする。ただし、初回入札に参加する者が１社のみの場合は、入札は１回のみとし、再度入札は行わない。

ウ　上記イによっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、見積りの回数を２回を限度とした交渉による随意契約を行うものとし、契約額は予定価格の範囲内とする。

エ　上記ウによる見積りは、入札日の開札に引き続いて行うものとする。

オ　落札者とすべき同額の入札をした者が２社以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。（くじ引きの方法は入札日に通知する。）

（１１）異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、本公告、仕様書、現場などについての不明を理由として異議を申し立てることができない。

８　契約等に関する事項

（１）契約保証金　無

（２）契約書の作成　要

（３）覚書の作成　無

（４）契約書又は覚書の様式

※様式については、受注者の任意のもので構わない。ただし、発注者の不利益にならないものとする。

（５）契約書に貼付する収入印紙は、発注者、受注者双方が各々負担する。

９　入札結果の公表

入札結果は、社会福祉法人龍和会のホームページに公表する。

１０　その他

入札等の様式に関しては、発注者のホームページからダウンロードして使用すること。